附則第二条を次のように改める。

（職務の種類に関する特例）

第二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における本則の表二の項第一欄の規定の適用については、同欄中「拘禁刑若しくは拘留」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この欄において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留」とする。

附則第三条を削る。

（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正）

第九条　採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（採用試験における対象官職に関する特例）

2　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条第二項第二号の規定の適用については、同号中「拘禁刑又は拘留」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮又は旧刑法第十六条に規定する拘留」とする。

第三節　内閣府関係

第一款　本府関係

（勲章褫奪令の一部改正）

第十条　勲章褫奪令（明治四十一年勅令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮」を「又ハ拘禁刑」に改める。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五条中「三年未満ノ禁錮ニ処セラレ刑ノ執行ヲ了リタルトキ又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改める。

（位階令の一部改正）

第十一条　位階令（大正十五年勅令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮」を「又ハ拘禁刑」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十二条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二款　国家公安委員会関係

（道路交通法施行令の一部改正）

第十三条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号ハ中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

（沖縄の復帰に伴う警察庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十四条　沖縄の復帰に伴う警察庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「禁錮以上の刑は」を「禁錮以上の刑は」に、「禁錮以上の刑と」を「拘禁刑以上の刑と」に改める。

第七条中「禁錮にあたる罪は」を「禁錮に当たる罪は」に、「懲役若しくは禁錮にあたる罪と」を「拘禁刑に当たる罪と」に改める。

第十五条中「第四条第一項」を「第四条」に、「禁錮以上の刑は」を「禁錮以上の刑は」に、「禁錮以上の刑と」を「拘禁刑以上の刑と」に改める。

第十九条中「禁錮以上の刑は」を「禁錮以上の刑は」に、「禁錮以上の刑と」を「拘禁刑以上の刑と」に改める。

第二十一条中「禁錮以上の刑又は罰金の刑は」を「禁錮以上の刑又は罰金の刑は」に、「禁錮以上の刑又は罰金の刑と」を「拘禁刑以上の刑又は罰金の刑と」に改める。

第五十一条第一項中「懲役の刑と」を「拘禁刑と」に改める。

（遺失物法施行令の一部改正）

第十五条　遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ロ(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三款　こども家庭庁関係

（児童福祉法施行令の一部改正）

第十六条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の八第三項第七号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四節　総務省関係

（恩給給与規則の一部改正）

第十七条　恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十八条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号、第二項及び第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第八項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五節　財務省関係

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十九条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項、第二項及び第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第八項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十条　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第三十四項、第三十六項及び第三十八項並びに第八十九条第二十三項、第二十五項、第二十七項及び第二十八項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六節　文部科学省関係

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第二十一条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第二項及び第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第七項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。